

- ・ 離職者等にとって、収入を得ながら保育士資格を取得する機会を得られ、将来の安定雇用への移行も期待できる。
- ・ 市町村（又は都道府県）にとっても、人材確保難により保育所の増設が難しくなっている事情を解決し、待機児童の解消に資する。
- ・ 保育所にとっても、業務補助者としての活用、将来の自園の保育士確保に資する。

(先行事例)

特になし

(期間後の取扱い)

(関係省庁担当者連絡先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 保育課 係長 河合篤史

電話番号：03-3595-2542 / ファックス：03-3595-2674

E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / kawai-atsushi@mhlw.go.jp